

西部地区における病弱特別支援学校高等部の設置等に係る 検討会の結果について

平成25年4月19日
特別支援教育課

1 検討会の概要

- 平成24年10月から5回の検討会（座長：三木裕和鳥取大学地域学部准教授）を開催。
- 関係者等からも意見を聞きながら、西部地区への病弱特別支援学校高等部の設置等について議論
- 昨日、検討会から報告書が提出された。主な検討結果は次のとおり。
 - ◆西部地区における病弱特別支援学校高等部設置について
 - ・西部地区に、病弱特別支援学校高等部を速やかに設置する必要がある。
 - ◆西部地区における病弱特別支援学校高等部設置者及び設置場所について
 - ・県には特別支援学校の設置義務があり、県が設置すべきである。
 - ・設置場所は県立皆生養護学校がよい。
 - ・皆生養護学校に設置する場合には、教室等や人的配置等の整備が必要である。
 - ◆西部地区の病弱特別支援学校への医療的支援及び医療連携について
 - ・県立皆生養護学校に病弱特別支援学校高等部を設置する場合、隣接する県立総合療育センターの体制整備（小児科医、（児童・思春期）精神科医の配置等）が不可欠である。
 - ・西部地区の総合病院等との医療連携が必要である。
 - ◆今後の西部地区の病弱特別支援学校小中学部のあり方について
 - ・教育の一貫性を考えれば、小中高等部が同一校にあるのが望ましい。
 - ・新しく設置する高等部と米子市立米子養護学校小中学部の連携を図りながら、今後も継続して県と米子市が小中学部のあり方の検討を進めることが必要である。

2 今後の対応

- 検討会の報告を踏まえ、西部地区への病弱特別支援学校高等部の設置について、教育委員会としての方針を早急にまとめる。

(参考)これまでの検討会の経緯

検討会開催日		検討内容
第1回	H24.10.31	検討会の趣旨確認及びこれまでの検討経過 西部地区における病弱特別支援学校高等部の必要性
第2回	H24.12.3	西部地区における病弱教育の現状
第3回	H24.12.25	高等部設置に係る諸課題 西部地区における病弱教育と医療機関の連携
第4回	H25.1.30	院内学級卒業後の教育 西部地区における病弱教育と医療機関の連携
第5回	H25.3.22	西部地区における病弱教育と医療機関の連携 最終報告に係る協議

**鳥取県西部地区における病弱特別支援学校
高等部の設置等について（報告書）**

平成25年3月

**鳥取県西部地区における病弱特別支援学校
高等部の設置等に係る検討会**

はじめに

鳥取県教育委員会は、県西部地区への病弱特別支援学校高等部設置等について、様々な観点から幅広く有識者から意見を聞きながら検討するため、「西部地区における病弱特別支援学校高等部設置等に係る検討委員会」（三木裕和座長：鳥取大学地域学部准教授）を設置しました。

この検討会では、①西部地区における病弱教育の課題、②西部地区における病弱特別支援学校高等部の設置、③西部地区における病弱特別支援学校高等部の設置者及び設置場所、④西部地区の特別支援学校への医療的支援及び医療連携、⑤今後の西部地区の病弱特別支援学校小中学部のあり方等について検討しました。

検討会は、西部地区の市町村教育委員会教育長代表、県内特別支援学校長・教頭代表、西部地区の病院等関係者代表で構成し、会の進行においては、病弱高等部設置を願う保護者関係者、院内学級設置中学校長、関係特別支援学校長、関係病院等設置者等の聞き取りを隨時行いながら、計5回の検討会を行いました。

本報告書は、その検討結果をまとめたものです。

目 次

はじめに

1 検討の経過	1
2 検討結果及びその概要	1
(1) 西部地区における病弱教育の課題	1
(2) 西部地区における病弱特別支援学校高等部設置について	2
(3) 西部地区における病弱特別支援学校高等部設置者及び設置場所について	2
(4) 西部地区の病弱特別支援学校への医療的支援及び医療連携について	3
(5) 今後の西部地区の病弱特別支援学校小中学部のあり方について	4
(6) その他	4

1 検討の経過

検討会開催日	検 討 内 容	
第1回 H24. 10. 31	検討会の趣旨確認及びこれまでの検討経過 西部地区における病弱特別支援学校高等部の必要性	〔意見聴取〕 米子市立湊山中学校 河本隆弘校長、本城葉子講師 米子市立米子養護学校 在校生及び卒業生の保護者
第2回 H24. 12. 3	西部地区における病弱教育の現状	〔意見聴取〕 米子市教育委員会 北尾慶治教育長（委員） 米子医療センター 濱副隆一院長
第3回 H24. 12. 25	高等部設置に係る諸課題 西部地区における病弱教育と医療機関の連携	〔意見聴取〕 米子市立米子養護学校 秋田治校長 県立皆生養護学校 松本剛一校長（委員） 県立総合療育センター 汐田まどか副院長（委員代理）
第4回 H25. 1. 30	院内学級卒業後の教育 西部地区における病弱教育と医療機関の連携	
第5回 H25. 3. 22	西部地区における病弱教育と医療機関の連携 最終報告に係る協議	

2 検討結果及びその概要

（1）西部地区における病弱教育の課題

- 米子市立米子養護学校は、国立療養所（米子医療センターの前身）に入院していた子どもたちのための学校として設置。現在、米子医療センターに入院する子どもはない。
- 現在、米子市立米子養護学校の子どもたちのほとんどが心身症等の病気により入学している。米子医療センターでは小児心療内科医あるいは児童精神科医がないため、継続的な学校への支援等が難しくなっている。
- 米子医療センターは、腎臓移植、骨髄移植、医療緩和、高齢者医療に取り組む病院として、平成26年5月の完成を目指して新築改修中である。米子市立米子養護学校に入学している児童生徒に対し、これまでのような連携・支援の関係を継続することは困難である。

- 米子市立米子養護学校は小中学部のみの設置であり、高等部教育を希望する生徒が学ぶ病弱高等部がない。米子市立米子養護学校中学部を卒業した生徒の多くは、高等学校に進学しているが、引き続き病弱高等部での教育を望む生徒や、やむを得ず高等学校等に進学し、適応できないため休学や中退となっている生徒もいる。
- 現在、西部地区には病弱特別支援学校として米子市立米子養護学校があるが、米子市立であるために他の市町村からは入学できにくい状況がある。

(2) 西部地区における病弱特別支援学校高等部設置について

<検討結果>

- 西部地区に、病弱特別支援学校高等部を速やかに設置する必要がある。

<概要説明>

- 鳥取県教育審議会答申「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」(平成20年11月14日)において、「4 西部圏域における教育の充実」の中で「病弱教育は、現状を把握した上で、重複障害者への対応を含めて県立特別支援学校内に教育部門を設けるかどうか、その必要性について今後検討していく必要がある。」と記されているところであり、このことについては懸案事項であった。
- 鳥取県議会においても、平成23年6月議会及び平成24年2月議会において、議員から質問があり、教育委員長が「意見を受け止め、前向きに検討したい。今後更に検討を重ねた上で県教育委員会としての方針を決定し、西部地区の児童生徒や保護者のニーズに応えていく。」と回答したところである。
- 平成23年8月に鳥取県教育委員会が西部地区的市町村教育委員会、各学校（小学校、中学校、特別支援学校）及び関係保護者を対象にアンケート調査を実施した（市町村教育委員会 10委員会（回収率100%）、市町村立小・中・特別支援学校 72校（回収率100%）、関係保護者 28名（回収率86%））。

この結果によれば、病弱特別支援学校高等部設置の必要性について、教育委員会及び学校の37%が必要を感じる、42%が必要を感じるであり、合わせて81%が必要と回答している。また、県立病弱特別支援学校が設置された場合、入学させたいかどうかの質問について、17%がぜひ入学させたい。67%が選択肢の一つとして検討したいと回答しており、合わせて84%が必要との回答をしている。
- また、本会に参加した保護者代表の方からは、米子市立米子養護学校を卒業後、引き続いて病弱特別支援学校の教育を望まれる方がおられることや、心身症等の生徒が高等学校に通うことの難しさ、選択肢としてこのような場を設けておくことの必要性が報告され、高等部設置は早期に必要であるとの認識に至った。

(3) 西部地区における病弱特別支援学校高等部設置者及び設置場所について

<検討結果>

- 県には特別支援学校の設置義務があり、県が設置すべきである。
- 設置場所は県立皆生養護学校がよい。
- 皆生養護学校に設置する場合には、教室等や人的配置等の整備が必要である。

<概要説明>

- 基本的には県に設置義務があること、既存の学校等の施設をできるだけ活用するということ、将来的には小中高等部の一貫した教育ができることが望ましいこと等を前提として、検討を行ってきたところである。
- 高等部設置の場としては、基本的には現在の米子市立米子養護学校と県立皆生養護学校が考えられるが、米子市立米子養護学校には、高等部を置くためには既存の校舎では教室数が足らず、増設するにも適当な場がないことを確認した。
また、仮に暫定期間であるとしても、県立の高等部と米子市立の中学校部というよう設置者が異なる学校が同一校舎内にあることも学校経営上好ましくないと考えた。
- 県立皆生養護学校に高等部設置が望ましいと考える理由は、以下のとおりである。
 - ・ 肢体不自由の特別支援学校であり、教育内容を考えたときに、小・中・高等学校に準ずる教育を既に実施している。
 - ・ 病弱教育を行うには病院等との連携が不可欠であるが、県立皆生養護学校の隣には県立総合療育センターが設置されており、児童生徒への支援を受けている現状がある。
 - ・ 病弱と肢体不自由は、学級編制上、同一の学級に入級することが可能であり、既に鳥取養護学校においては、病弱・肢体不自由の学校として適切に教育を行っているという先行事例がある。
- 県立皆生養護学校に高等部を設置する場合には、現状の環境では難しく、次のような環境等の整備をする必要がある。
 - ・ 高等部単一障害学級が一学年2学級となることが想定されることから、少なくとも新たに3教室を設置する必要がある。
 - ・ 心身症等の生徒が多く入学することが想定されることから、スクールカウンセラーラー等の確保は不可欠である。
 - ・ 生徒数の増加に伴い、現状でも鳥取養護学校ひまわり分校との共用で手狭になっている体育館や生徒の運動量を確保するためのグラウンド及び通学の安全を確保するため児童生徒玄関の整備等が必要である。
 - ・ 学校としては、隣接する病院に小児科医、(児童・思春期)精神科医の配置を希望する。

(4) 西部地区の病弱特別支援学校への医療的支援及び医療連携について

<検討結果>

- 県立皆生養護学校に病弱特別支援学校高等部を設置する場合、隣接する県立総合療育センターの体制整備が不可欠である。
(小児科医、(児童・思春期)精神科医の配置等)
- 西部地区の総合病院等との医療連携が必要である。

<概要説明>

- 従来、病弱養護学校が主な対象とした結核、慢性疾患などの児童生徒は激減し、現在は精神疾患を伴う不登校など新たな医療的ニーズが現れており、それを踏まえた医療連携が求められている。
- 病弱特別支援学校に隣接する病院等においては、児童生徒に係る医学的な観点から

の指示、教職員への医学研修、様々な診断書・意見書作成（入学者選抜に係るもの、スクールバス乗車、修学旅行参加、食形態等）、救急訓練等、医療との連携が不可欠である。

- 県立皆生養護学校に病弱特別支援学校が設置される場合、学校としては隣接する総合療育センターから医療連携・支援を受けることが望まれる。
- 現在、総合療育センターには皆生養護学校の重度心身障害や肢体不自由の児童生徒に様々な支援をしていただいているところだが、今後加えて、病弱に関する支援が求められる。
　県立皆生養護学校が病弱教育を行うようになれば、総合療育センターに小児科医及び（児童・思春期）精神科医を新たに配置することは必要不可欠である。
- 総合療育センターで対応できない医療支援は、西部地区の総合病院等との連携を構築し、対応することが望ましい。

（5）今後の西部地区の病弱特別支援学校小中学部のあり方について

<検討結果>

- 教育の一貫性を考えれば、小中高等部が同一校にあるのが望ましい。
- 新しく設置する高等部と米子市立米子養護学校小中学部の連携を図りながら、今後も継続して県と米子市が小中学部のあり方の検討を進めることが必要である。

<概要説明>

- 現状では、西部地区にある病弱特別支援学校は、米子市立米子養護学校のみであり、西部地区の他の町村の児童生徒は入学しにくい状況がある。
- 現在、米子市立米子養護学校においては、ほとんどが心身症等の児童生徒であるが、隣接する米子医療センターの医療分野には対応していないため、今後は病院からの継続した支援が受けにくい状況にある。
- 上記及び県立特別支援学校が設置されてきた経緯、特別支援学校の設置に係る学校教育法の規定等も踏まえながら、学校設置者である米子市教育委員会と県教育委員会ができる限り速やかに方向性を出すことが望ましい。

（6）その他

- 病院等に長期入院されている方への高等学校段階の教育（特に高等学校に準ずる教育）のあり方については、そのニーズを確認しながら、今後とも継続して検討することは必要である。

検討会構成員

氏名	所属・職名	備考
北尾慶治	米子市教育委員会教育長	
永江多輝夫	南部町教育委員会教育長	
三木裕和	鳥取大学地域学部准教授	座長
神崎晋	鳥取大学医学部教授	
林原博	独立行政法人国立病院機構米子医療センター医長	
山本伸一	鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課長	
鱸俊朗	鳥取県立総合療育センター院長	
松本敏浩	鳥取県教育委員会事務局西部教育局長	
松本剛一	県立皆生養護学校長	
山本睦子	県立鳥取養護学校教頭	
野坂尚史	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課長	